

くみあいニュース

→山口大学教職員組合 (2025年11月27日 Thursday)

第302号(2024年度-第14号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

山口大学、学生のビラ配布原則禁止！？ ～1980年代軍事独裁政権下の韓国の話？それともトランプ流？？～

驚くべきことに（学費値上げ公表よりも驚き？）、山口大学は今回の学費値上げ反対運動の高まりから教訓を得るのではなく、なんと、学生のビラ配布全面禁止を打ち出しました！ことは、11月18日（火）午後に開催された第8回教学委員会で学生支援課から提案された審議事項「山口大学学生細則の一部改正について」での話です。



これを知った「山口大学学費値上げに反対する学生有志の会」は11月22日（土）に「抗議声明」（2頁に掲載：<https://x.com/yamadaigakuhi> をX（旧ツイッター）上に公表しました。その投稿はわずか2日後の11月24日（月）には22万回以上表示されるなど、民主主義に反するおよそあり得ない動きへの驚きが学内外に急速に広がっています。

学生が、自分たちの声を届ける重要な手段である「ビラ・チラシ」を一部の例外を除いてすべて禁止されればいいたい何が起きるのでしょうか。しかも、学生細則改正案によれば、個人で配布することを完全禁止としています。ある学生がサークルを立ち上げようと思い立ってビラを作っても配ることもできない。サークルがイベントを企画して皆に知らせようと思っても、SNSでの発信と口コミしかない。自主的な活動を抑圧された大学で、どのような大学生活が送れるのでしょうか。どのような学生が育つのでしょうか。

これまで原則禁止だったが学生細則になかったので追加する??

さらに驚くことに、委員会審議資料では、キャンパス内のビラ・チラシの配布は「従来から原則禁止としている」(登録課外活動団体が新入生を勧誘するためのビラ・チラシを学生支援課の許可を受けて配布する場合を除く)、規則として明文化していなかったので追加することとしたい、と書かれています。これまで原則禁止となっていた? そのような決まり事は聞いたことがありません。もしそれが事実であれば大変なことです。意味不明です。



細則改正前にHPで「ビラ配布原則禁止に先取り修正」は不法行為

加えて奇妙なことは、山口大学ホームページ内「課外活動の届出・手続き」で、これから改正しようとしているビラ配布原則禁止の文言を、すでにホームページ上で掲載していることです。11月18日の教学委員会へ提案されたからと言って改正が決定されてもいいのに、改定内容に沿って表記を変える等ありえない、あつてはならないことでしょう。

10月22日、学費値上げ反対ビラ配布 禁止するも抗議で再開

皆さんに思い起こしていただきたいのは、学費値上げ反対合同集会開催の案内ビラ配布を、学生支援課職員が止めたトラブルです。そのとき配布を中止させた理由は「許可を得ていない」ということでした。そのことからすると、「禁止」ではなく、「許可制」と考えていましたということになります。学生支援部長も学生支援課長もその場にいたときの話です。このときの状況はニュースNo.298（10/27発行）の4頁で報告しているとおり、いったん中止させられたものの、組合役員による禁止根拠の確認と抗議により直ちにビラ配布が再開されています。全面禁止でも届出制でもなかったというのが事実です。「あのときの対応は間違いだった。やはり配布させるべきではなかった」とでも言うのでしょうか。

2025年11月22日

国立大学法人山口大学
学長 谷澤幸生 殿

山口大学学費値上げに反対する学生有志の会
代表 中村悠璃

「学生による印刷物配布禁止規定」の学生細則への追加に対する抗議声明

11月18日（火）午後に開催された教務学生委員会において、学生による印刷物配布を禁止する規定を山口大学学生細則（以下、“学生細則”とする）に追加することについて、学生支援部から提案・説明があったことが分かりました。山口大学学費値上げに反対する学生有志の会は、学生による印刷物配布禁止規定を学生細則に追加することに断固として抗議します。

学生による印刷物配布を禁止する規定は、学生のコミュニケーションや自発的取り組みの機会を奪う行為であり、日本国憲法第21条で保障されている表現の自由を侵害する行為に他なりません。

授業料値上げ後、「ご意見受付フォーム」に寄せられたご意見等に対する考え方には、「対話と合意」を大切にしてまいります」「学生の声に耳を傾け、要望を尊重してまいります」とありますが、これは虚言だったのでしょうか。学生による印刷物配布の禁止規定は、「対話と合意」「学生の声の尊重」に逆行しています。

学生による印刷物の配布を禁止する規定が出てきた背景には、10月22日（水）に開催された「山口大学・広島大学・九州大学合同学費値上げ反対集会」（以下、“反対集会”とする）の際、職員が学生によるビラ配布をやめさせようとしてきたものの、根拠規則の提示を求めると、根拠規則がなく制止できなかったことが根底にあるのではないですか。

「これまでも原則禁止となっていた」かのような説明をされているようですが、学生による印刷物配布を原則禁止するような根拠規定は、見当たらなかったではありませんか。にもかかわらず、原則禁止していたのですか。山口大学教職員組合が発行している「くみあいニュース」第298号（https://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~yunion/news/news_298.pdf）は「ビラ配布制止“事件”」に関して、「大学側が自らの不当な行いを棚に上げて、根拠規定もなく活動を規制するという、なりふり構わない対応に入り込んでしまっている」と批判しています。根拠規定がないにもかかわらず活動を規制することは、あるまじき行為です。

問われるべきは印刷物を配布する学生ではありません。
配布されて困るようなことをしている山口大学の人権感覚です。